

議案第18号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（市町村特別給付）

第3条の2 市は、居宅における介護の充実を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条に規定する市町村特別給付として、市長が別に定めるところにより、紙おむつの給付を行う。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「2万9,022円」を「2万8,704円」に改め、同項第2号中「4万631円」を「4万186円」に改め、同項第3号中「4万3,533円」を「4万3,056円」に改め、同項第4号中「5万2,240円」を「5万1,667円」に改め、同項第5号中「5万8,044円」を「5万7,408円」に改め、同項第6号中「6万3,848円」を「6万3,149円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「7万2,555円」を「7万1,760円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「8万7,066円」を「8万6,112円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第9号中「9万2,870円」を「9万1,853円」に改め、同項第10号中「9万8,675円」を「9万7,594円」に改め、同項第11号中「10万7,381円」を「10万6,205円」に改め、同項第12号中「11万6,088円」を「11万4,816円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,413円」を「1万7,222円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,413円」を「1万7,222円」に、「2万6,120円」を「2万5,834円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,413円」を「1万7,222円」に、「4万631円」を「4万186円」に改める。

第9条第1項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則中第11項を第14項とし、第10項の次に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 11 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 12 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 13 第11項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月19日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、第1号被保険者の保険料率を改定するとともに、市町村特別給付に係る規定を設ける等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。